

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年七月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

第十条に次の一項を加える。

2 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、同条第五項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載するものとする。

第十一条中「第六百六十七条の八第三項」を「第六百六十七条の八第四項」に改める。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。